

6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1)現状分析

中心市街地においては、これまで、優良建築物等整備事業によりまちなか居住の推進を図ってきました。

また、2017(平成29)～2018(平成30)年度には民間事業者による共同住宅の建設により居住人口は社会増となり、一定の人口規模を維持してきました。

これらの事業等により、市全域では人口が減少傾向にある中でも中心市街地においては居住人口・世帯数ともに概ね横ばいで推移しています。

(2)まちなか居住の推進の必要性

居住施設の供給や環境の整備など居住人口の増加を図る取組は、まちの経済活動の活発化や地域活力の向上につながることから、中心市街地の活性化のために必要と言えます。

そのため、第2期計画に引き続き、岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業に取り組み、拠点施設の整備に併せた共同住宅の整備による、まちなか居住を促進します。

(3)フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じます。また、計画期間最終年度には、事業の進捗及び成果を調査し、中心市街地活性化の効果を検証します。

[2] 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性
<p>[事業名] 岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業(再掲)</p> <p>[内容] 岩国駅前南地区における第一種市街地再開発事業の実施</p> <p>[実施時期] 令和3年度～令和11年度</p>	岩国駅前南地区市街地再開発組合	岩国駅前南地区において、商業・業務施設や公益施設、共同住宅など街全体の集客力を高める拠点施設を整備することにより、にぎわいの創出及びまちなか居住を促進します。